

令和6年度岩谷元彰（いわやもとあき）弘前大学育英基金 奨学金給付事業募集要項

（設立趣旨）

岩谷元彰弘前大学育英基金は、弘前大学の前身である官立弘前高等学校を卒業後、東京大学を経て弁護士として昭和30年4月から長い間活躍された岩谷元彰氏から、母校弘前大学の学生に対して、育英奨学の一助として欲しいとのご厚志を受け設立された。

もって、有用な人材の育成に寄与することを目的とする。

（内容）

成績優秀でかつ経済的理由により修学が困難な学生に対して、一人20万円の奨学金を給付する。

（申請資格）

1. 学部及び大学院の修士又は博士前期課程又は専門職学位課程に在学する学生（非正規生を除く）で年次ごとに相応の修得単位数があり、標準修業年限で卒業が見込まれる者。
但し、留学による休学期間は修業年限に含めない。
また、長期履修学生が延長を許可された期間は標準修業年限とみなすものとする。
2. 1年次学生は4月に入学した者。
3. 弘前大学における全履修単位の評定値（秀＝4点、優＝3点、良＝2点、可＝1点、不可・放棄＝0点として計算する。）の平均が2.75以上の者。
但し、大学院生は大学院における全履修単位を対象とする。
4. 家計支持者（父母等）の収入・所得額が、日本学生支援機構第一種奨学金基準（学部用）を満たす者。他の奨学金受給に対する給付制限はしない。
5. 過去に、以下に示す募集区分（学部1～2年次、学部3～4年次、大学院）において、同区分の学年次での採用実績がないこと。

（募集区分及び人数）

1. 学部1～2年次（医学科学生は1～3年次） 12名程度
2. 学部3～4年次（医学科学生は4～6年次） 12名程度
3. 大学院生 各研究科から1名

（提出書類）

1. 岩谷元彰弘前大学育英基金 奨学金給付事業申請書
2. 父母等の「令和6年度（令和5年1月～令和5年12月分）所得課税証明書及び別紙記載の家計確認書類（但し、申請書様式の家計基準確認回答欄において①又は②に該当する者は省略可）

（募集締切）

令和6年11月1日（金） 18：00 厳守

（採用スケジュール）

選考結果通知 令和6年12月中旬
授与式 令和7年1月中旬
奨学金振込 令和7年1月中旬

（選考方法）

- ・家計支持者（父母等）の収入・所得額が日本学生支援機構第一種奨学金基準（学部用）を満たす者は同等とし、選考を行う。
- ・学業成績（令和6年度前期までの全履修単位の評定値の平均を重視。）及び学部・研究科の推薦により、選考され決定する。
- ・学生課で扱う他の給付型奨学金受給者については、他の申請者を優先する場合がある。

（その他）

- ・採用者には後日、奨学金の使途等を記載した報告書を作成していただきます。
（提出期限：令和7年2月6日、提出先：学務部学生課）

（書類提出先）

学務部学生課7番窓口
※医学部医学科・保健学科・心理支援科学科の2年生以上、保健学研究科の学生は所属する学務グループ

岩谷元彰弘前大学育英基金 奨学金給付事業
家計確認書類

岩谷元彰弘前大学育英基金「奨学金給付事業」に申請する者で、申請書様式の家計基準確認回答欄において③に該当する者は、以下の証明書類の提出が必要となります。

本奨学金申請時点での、父母それぞれの収入状態について、以下の表①～⑨及び「その他の証明書類」に該当するもの全てを提出してください。なお、特別控除を希望する場合は「特別控除に関する証明書類」欄の①～④に該当する書類を提出してください。

ただし、父母いずれか一方しかいない等の場合は、父又は母の証明書類の他に、就学者以外の同一生計者の証明書類も必要となります。また、独立生計者と認定される場合は、本人・配偶者の証明書類が必要となります。

日本国内に同一生計の家計支持者がいない外国人留学生は、独立生計者と認定しますので、本人の最新の所得課税証明書を提出してください。

<収入に関する証明書類>

収入状態		必要書類
①給与を受けている場合	令和5年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態	最新の所得課税証明書（原本）（内容は令和5年分のもの）
	令和5年1月2日以降に就職・転職あり	年収見込証明書（勤務先発行）又は直近3か月以上の給与明細コピー（勤務先発行）
②商店・農業等を営んでおり、または報酬等の受取りがあり確定申告している	令和5年1月1日以前から同じ業務形態	最新の所得課税証明書（原本）（内容は令和5年分のもの）
	令和5年1月2日以降開業したもの	直近3か月以上の帳簿等のコピー
③傷病手当金を受給中		傷病手当金通知書のコピー
④雇用保険基本手当（失業保険）を受給中		雇用保険受給資格者証のコピー
⑤年金を受給中（※遺族年金含む）		年金振込通知書のコピー又は年金額改定通知書のコピー
⑥生活保護を受給中		生活保護決定（変更）通知書のコピー
⑦祖父母又は親戚等からの援助金や離婚後の養育費等		援助の年額の証明 （様式自由：援助者が作成し署名・押印）
⑧各種手当（児童扶養手当等）を受給中		受給金額が記載された通知書のコピー（役場等発行）
⑨令和5年1月2日以降に退職・廃業し、その後無職・無収入		退職日が記載された源泉徴収票（写）または、離職票のコピー（ハローワーク発行）又は、退職証明書（退職した勤務先発行）又は、廃業届受理証明のコピー（役場等発行）又は、破産手続き開始決定通知コピー（裁判所発行）

【注意】生計維持者が海外に居住している場合は、審査に必要な所得情報を所得課税証明書から取得することができない（2024年1月1日時点で日本国内に住民票がないため、日本で住民税の課税がされていない）ため、収入に関する下記記載の証明書類の提出が必要です。日本語以外の言語の場合、和訳を付けてください。

- ・2023年1月～12月の給与明細書、帳簿等
- ・収入がない場合には、2023年1月～12月の間の無収入を証明する書類

<特別控除に関する証明書類>

世帯の状況において、該当する控除を希望する場合は、証明書類を提出することにより、収入額からの控除を行うことができます。

世帯状況	必要書類
①家族の中に障害のある人（常に就床を要する介護の必要な人等を含む）がいる	該当する場合は、障害者手帳等のコピー
②家計支持者が単身赴任等で別居している	別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の領収書（氏名記載があるもの）等のコピー、別居者の直近1か月の給与明細等、単身赴任が確認できる書類（辞令等） ※これら全ての提出が必要
③家族の中に6か月以上にわたり療養中の人又は療養を必要とする人がいる	直近6か月分の領収書のコピー（長期療養を受けている者の氏名の記載がない領収書は不可）
④この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受けたことがあり、長期（2年以上）にわたって支出の増加又は収入の減少がある（見込まれる）	被害を受けたことの証明書（罹災証明書等）のコピー及び被害により生じた実費を証明する領収書のコピー

<その他の証明書類>

世帯状況	必要書類
家族の中に高校生以上の就学者がいる場合	在学校の在学証明書又は学生証のコピー

岩谷元彰弘前大学育英基金 奨学金給付事業 申請書

学 籍 番 号 _____
 申 請 者 名 _____
 所属学部・研究科 学年 _____
 連 絡 先 (T E L) _____

この度、岩谷元彰弘前大学育英基金を受けるため、所得課税証明書等を添付の上、申請いたします。

<p>必要とする 具体的な理由</p>	
<p>家計基準確認 回答欄 該当する□に✓をしてください。</p>	<p><input type="checkbox"/> ①日本学生支援機構第一種奨学生又は給付奨学生（休・停止中でない者）である（学部生のみ）。</p> <p><input type="checkbox"/> ②令和6年度前期又は後期に授業料免除申請をした。 <small>（※ただし、日本学生支援機構給付奨学金による授業料減免申請は含まない。）</small></p> <p><input type="checkbox"/> ③①, ②に該当しないため、父母等の所得課税証明書等、家計確認書類を提出します。</p> <p>※①又は②に該当する場合は、父母等の所得課税証明書及び家計確認書類は省略可。</p>

本奨学金の申請に関して収集した個人情報に関しては、学生支援業務のために利用します。法令に定められた例外を除き、利用者の同意なく第三者に提供にすることはありません。
 なお、学生等に係る個人情報の取扱いについては「弘前大学における学生等に係る個人情報の取扱いについて」を定め、個人情報を保護しています。